


環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年 3月12日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
栃木県小山市等で発生する廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用による温室効果ガス排出削減事業（おやま菜の花・バイオプロジェクト）			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	おやま菜の花・バイオプロジェクト推進協議会(オヤマナノハナ・バイオプロジェクトスインキョウギカイ)		
住所	栃木県小山市中央町1丁目1番1号		
代表者氏名	大久保 寿夫	代表者役職	
担当者氏名	柿崎 泰延	担当者 所属部署・役職	事務局（小山市環境課 主査）
担当者 E-mail	kankyo8@city.oyama.tochigi.jp	担当者電話番号	(0285)22-9290
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	小山市（オヤマシ）、よつ葉生活協同組合（ヨツバセイカツキョウドウクミアイ）、野木町（ノギマチ）、関東実行センター（カントウジッコウセンター）、小山環境美化センター（オヤマカンキョウビカセンター）		
プロジェクト参加者名	株式会社ポーラーズ研究所（カブシキカイシャポーラーズケンキュウジョ）		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名(フリガナ)	おやま菜の花・バイオプロジェクト推進協議会		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 小山市及び野木町を中心とする地域から発生する廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料にすることで、軽油使用に伴い発生していた CO₂ 発生量を削減する</p> <p>【適格性基準との整合性】 廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用においてクリアすべき条件を全て満たしており、それを証明する添付資料も揃えている</p> <p>【法令遵守状況】 消防法に基づく施設整備等の関係法令を順守している</p> <p>【採用技術】 メタノールを用いたエステル交換方式を採用している</p> <p>【モニタリング方法】 別紙モニタリング計画書参照のこと</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全て準拠している</p> <p>【モニタリング体制】 別紙モニタリング計画書参照のこと</p> <p>【QA / QC 体制】 別紙モニタリング計画書参照のこと</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)		
プロジェクト実施区分	プロジェクト実施場所名	住所
燃料製造、燃料給油、燃料使用	㈱ポーラーズ研究所	小山市外城 90 番地 3
燃料使用、廃食用油拠点回収	小山市役所	小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号
燃料使用	よつ葉生活協同組合	小山市粟宮 1223
燃料使用	野木町役場	下都賀郡野木町丸林 571
燃料使用	(有)関東実行センター	小山市花垣町 1 丁目 12 番 10 号
燃料使用	(有)小山環境美化センター	小山市高崎 1242 番地
廃食用油拠点回収	大谷出張所	小山市横倉新田 8 番地 2
廃食用油拠点回収	間々田出張所	小山市間々田 1960 番地 1
廃食用油拠点回収	生井出張所	小山市生良 1054 番地 2
廃食用油拠点回収	寒川出張所	小山市中里 869 番地 1
廃食用油拠点回収	中出張所	小山市下河原田 864 番地
廃食用油拠点回収	穂積出張所	小山市萩島 61 番地
廃食用油拠点回収	豊田出張所	小山市松沼 467 番地
廃食用油拠点回収	桑出張所	小山市羽川 139 番地 2
廃食用油拠点回収	絹出張所	小山市福良 1119 番地 1
廃食用油拠点回収	小山東出張所	小山市犬塚 3 丁目 1 番地 3
廃食用油拠点回収	道の駅思川	小山市下国府塚 25 番地 1
廃食用油拠点回収	まちの駅四季彩館	小山市中央町 3 丁目 5 番 3 号
廃食用油拠点回収	たいらや小山本郷店	小山市本郷町 3 丁目 1001 番 1 号
廃食用油拠点回収	たいらや小山犬塚店	小山市犬塚 846 番地 3
廃食用油拠点回収	たいらや間々田店	小山市東間々田 3 丁目 4 番 35 号
<方法論 R001・R002・R003 のみ>		
プロジェクト対象面積		
プロジェクト期間	2008年 4月 1日 ~ 2020年 3月31日(12年 0ヶ月)	
クレジット期間	2011年 7月 1日 ~ 2013年 3月31日	
プロジェクト計画開始届提出日	2011年12月27日	

妥当性確認終了日		2012年 2月29日					
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2				22	29	51
適用モニタリング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (_____ プロジェクト用) ver. _____					
適用方法論		方法論番号	方法論 No. SS-E004 ver. 6. 1				
		方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者		(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)					印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①・似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄

以上